

会員に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人都市緑化機構（以下「機構」という。）の定款第49条第2項の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定める。

（賛助会員）

第2条 機構の事業を賛助しようとする団体又は個人は、理事長の承認を得て会員となることができる。

（入会の手続き）

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（会費）

第4条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

2 会費は、法人又は団体にあつては1口50,000円（町村にあつては1口 30,000円）、個人にあつては1口10,000円（学生にあつては1口 5,000円）とし、会員の負担すべき口数は次のとおりとする。

（1）法人又は団体

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 都道府県及び政令指定市 | 年額 2口以上 |
| ② 市町村 | 年額 1口以上 |
| ③ 利益を目的としない法人並びに①及び②を除く団体で | |
| イ 目的とする事業が二以上の都道府県にわたるもの | 年額 2口以上 |
| ロ イ以外のもの | 年額 1口以上 |
| ④ 企業等 | 年額 2口以上 |

（2）個人

年額 1口以上

3 会費は、毎年6月末日までに納入するものとする。

（会員の受ける特典）

第5条 機構は、会員に対し、次の便宜を提供するものとする。

- （1）機構の発行する季刊誌等の無料配付
- （2）機構の開催する研修会、講習会、見学会等への割引料金による参加
- （3）その他機構の行う事業への参加

（会費の減免）

第6条 機構は、会員が水害、震災その他非常事態により損害を受けたときは、理事会の承認を得て、損害の程度に応じ会費の一部又は全部を減免することができる。

（会費の用途）

第7条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は退会する。

(1) 会員から退会の申し出があったとき

(2) 団体又は法人が解散したとき

2 前項の規定により退会した会員の既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人都市緑化機構の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人都市緑化機構賛助会員規程は、この規程の施行の日廃止する。